

別表

(1) 公的融資への利子補給補助金

対象融資	【日本政策金融公庫】 ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②新型コロナウイルス対策マル経 ③生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 【商工組合中央金庫】 ④危機対応融資 【中小企業総合振興資金】 （北海道制度融資） ⑤経済環境変化対応資金（新型コロナウイルス感染症関連に限る）	すべての制度融資において、金利は基準金利から利下げ、利子補給後の金利を適用する
補助期間	最大3年間	
補助金額	【借入額3,000万円までの部分】 1. 国の利下げ後の利率を乗じて得た額 … (A) 【借入額3,000万円を超えた部分】 1. 借入額から3,000万円を引いた額に適用利率を乗じて得た額 … (B) 2. 借入額から3,000万円を引いた額に0.9%を乗じて得た額 … (C) 【補助金額の決定】 ○新規借入の場合 (A) + (B) = 補助金額 ○借り換えの場合 (A) + (C) = 補助金額 上記の算出額を上限とし、実際に支払った利息分で再計したものを補助金額とする。(1円未満切り捨て)	特別利子補給制度に該当する場合は(A)部分の補助はしない
対象期間	令和2年1月29日以降の借入	
申請様式	別記様式第1号を紋別中小企業相談所（紋別商工会議所）に提出し、必要書類を確認後、紋別市長へ提出	
交付時期	9月、3月（年2回）	
実績報告	別記様式第2号により紋別市中小企業相談所（紋別商工会議所）が紋別市長へ提出	

(2) 旅客自動車運送事業等経営支援補助金

補助要件	1 主たる事業が一般（貸切・乗合・乗用）旅客自動車運送事業及び北見方面公安委員会認定の運転代行業で、紋別市内に本社を有し、令和4年1月1日時点において営業しているもの。ただし、福祉運送事業を除く 2 従業員数については、令和4年1月時点における雇用保険被保険者数及び会社役員とする 3 紋別市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当しないこと	全てに該当していること
補助金額	【基本額】 ○貸切バス事業 : 5,000,000円 ○タクシー業 : 4,000,000円 ○運転代行業 : 2,000,000円 【加算額】 ○従業員数 × 50,000円 【補助金額の決定】 基本額 + 加算額（上限200万円） = 補助金額	
補助回数	1回（店舗ごとに申請可能）	
申請様式	別記様式第6号を令和4年4月30日までに紋別市長へ提出 <添付書類> ・従業員数がわかる書類（雇用保険被保険者台帳、給与支払い台帳 など） ・代表者の本人確認書類の写し ・振込先口座通帳の写し	提出先：産業部 商工労働課

(3) まん延防止等重点措置影響緩和支援金

補助要件	<p>1 中小企業基本法第2条に規定する中小・小規模企業者</p> <p>2 令和4年1月1日時点で開業しているもの</p> <p>3 北海道の「まん延防止等重点措置協力支援金」の給付対象である飲食店等と取引がある小売・サービス業であること。または、観光客減少の影響を受けている土産物店であること。</p> <p>4 従業員数については、令和4年1月時点における雇用保険被保険者数及び会社役員、もしくは給与支払者数とする</p> <p>5 確定申告において、事業収入を申告していること</p> <p>6 紋別市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当しないこと</p>	全てに該当していること
対象業種	<p>日本標準産業分類で下記（中分類の指定）の業種に該当するもの</p> <p>大分類 I 卸売業、小売業</p> <p>中分類 52 飲食料品卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 60 その他の小売業</p> <p>大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業</p> <p>中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他事業サービス業</p>	
補助金額	<p>補助金額は下記の計算により算出し、上限額は基本額と加算額合わせて80万円とする。また、算出した金額が10万円未満の場合は、補助金額を10万円とする。（店舗ごとに計算）</p> <p>【基本額】</p> <p>(1) 平成31年2月以前から開業している事業者 平成30年または平成31年2月の売上 — 令和4年2月の売上</p> <p>(2) 平成31年3月以降に開業した事業者 平成31年3月以降でいずれかの月の売上 — 令和4年2月の売上</p> <p>【加算額】</p> <p>従業員数 × 50,000円</p> <p>【補助金額の決定】</p> <p>基本額（上限額50万円） + 加算額（上限30万円） = 補助金額</p>	
補助回数	1回（各店舗ごとに申請可能）	
申請様式	<p>別記様式第13号を紋別市長へ提出</p> <p><添付書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業収入を比較する月の売上等がわかる書類（店舗ごと） ・ 酒類提供自粛、時短営業、休業している飲食店等との取引を証明するもの ・ 直近の確定申告書類の写し（受付印なしも可） ・ 従業員数がわかる書類（雇用保険被保険者台帳、給与支払い台帳 など） ・ 代表者の本人確認書類の写し ・ 振込先口座通帳の写し 	提出先：産業部 商工労働課